

## 事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8292
担当部課名	農業委員会事務局			
事務事業名	農地調整事務費	事業コード	31530	

## 1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	立地特性を生かした産業の振興をめざします	事業開始年度
基本施策名	第5節	都市農業の振興	~63年度
施策名	第3施策	農地の保全と農業基盤の整備	

## 2 実施根拠及び関連法令等

農地法、農業委員会等に関する法律、市農業委員会規定
---------------------------

## 3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
農地の紛争があった場合の和解、仲介事務及び指導勧告等についての研修を受講し、農地の保全に役立てる。		農業委員(あっせん委員)、市担当職員	
		対象数	4人
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
和解の仲介等に関する研修会 平成14年1月29日開催(中央農業会館:横浜) 出席者 農業委員3名 担当職員1名		なし	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名	
	計画年次	年度~	年度

## 4 評価指標

指標名	研修会の出席率		
指標式	研修会出席者数 / 農業委員3人 × 100		
指標設定の意図	研修会出席率により成果を表す		

## 5 目標と実績

〔金額単位:千円〕

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度
	実績	実績	実績	目標	目標
指標	75	100	a 100	b 100	100
指標			c	d	
指標			e	f	
事業費	決算(予算)額	11	11	11	11
	人員・時間数	1H	1H	1H	1H
	人件費	5	5	5	5
	その他経費	0	0	0	0
	合計	16	16	16	16
特定財源	11	11	11	11	11

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 A ▼	A : 達成している ( 100%)	= 、 、 の平均値 = 100.0%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%> )		
$\frac{a}{b} \times 100 = 100.0\%$	$\frac{c}{d} \times 100 =$	$\frac{e}{f} \times 100 =$	
理由 :	平成13年度の対象者は全て研修に出席した。		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	和解の仲介制度は、裁判所が取り扱う訴訟、調停と並び農地の利用関係をめぐる紛争解決制度の一つである。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A : 妥当である	理由 :	事業費は、研修会出席に関する旅費のみであり、経済性・効率性がある。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 B ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	農地法第43条の2に基づき農業委員会が和解の仲介をすることと規定されているため、県が開催する研修に対しての代替の可能性は低い。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 A ▼	A : 満足できる	理由 :	和解の仲介制度は裁判所で行なう訴訟、調停に比べ簡易、迅速、柔軟な解決が可能であり、当事者(農業者)にとって有益な制度である。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	農地の利用関係をめぐる紛争の解決は、農地を保全する上で重要である。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> 法令に定められた制度の知識を深めるため、研修に参加することは重要である。
	<p>コスト改善余地</p> <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> 研修出席のための人件費、旅費のみであり、コスト改善余地はない。

7 総合評価

評価	AAA ▼	他自治体の類似事業との比較	県内自治体の農業委員及び担当職員を対象として実施されている。
今後の進め方		説明	和解の仲介制度は農地の利用関係をめぐる紛争解決制度の一つであり、日頃から農業委員が制度について十分理解しておくためには、研修は重要があるため、事業を継続する。
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--